

議案第 1 号

専決処分について

次の事件は、その処理に急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

- 1 専決第 1 号 令和 5 年度長岡市一般会計補正予算
- 2 専決第 2 号 令和 5 年度長岡市一般会計補正予算

専決第 1 号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 月17日

長 岡 市 長 磯 田 達 伸

令和 5 年度長岡市一般会計補正予算

専決第 2 号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 月25日

長 岡 市 長 磯 田 達 伸

令和 5 年度長岡市一般会計補正予算

議案第21号

長岡市犯罪被害者等支援条例の制定について

長岡市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

犯罪被害者等を社会全体で支えるとともに、誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、条例を制定するもの

長岡市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、本市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 本市に居住する者及び本市に通勤、通学等をする者をいう。
- (4) 事業者等 本市で事業その他の活動を行う個人又は団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、県、警察その他の行政機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他犯罪被害者等への支援に関係する団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に生じる周囲の偏見又は無理解による言動、インターネットなどを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過激な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行わなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく受けることができるよう行わなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等に係る個人情報取扱いに配慮し、二次被害及び再被害が生ずることのないよう十分配慮して行わなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者等が相互に連携して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と連絡調整を緊密に行うものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるとともに、二次被害等が生ずることがないように十分な配慮をすることとし、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることがないように十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じ、必要な生活上の支援を行うものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全の確保を図るため、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに配慮するとともに、その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等若しくは二次被害により、又は二次被害若しくは再被害の防止のため、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別な配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第12条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者等への理解の増進に努めるものとする。

(人材の育成)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講じるものとする。

(市民等及び事業者等の理解の増進)

第14条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民等及び事業者等の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものとする。

(支援の制限)

第15条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第22号

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市個人番号の利用等に関する条例（令和４年長岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（９） （略） <u>（１０） 特定個人番号利用事務 法第19条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>（１１） 利用特定個人情報 法第19条第８号に規定する利用特定個人情報</u><u>をいう。</u> （個人番号の利用範囲） 第４条 法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の第１欄に掲げる市の機関が行う同表の第２欄に掲げる事務、別表第２の第１欄に掲げる市の機関が行う同表の第２欄に掲げる事務及び市の機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 ２・３ （略）	（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（９） （略） _____ _____ _____ _____ _____ （個人番号の利用範囲） 第４条 法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の第１欄に掲げる市の機関が行う同表の第２欄に掲げる事務、別表第２の第１欄に掲げる市の機関が行う同表の第２欄に掲げる事務及び市の機関が行う<u>法別表第２の第２欄に掲げる事務</u>とする。 ２・３ （略）

4 市の機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>_____を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>_____であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 5・6 (略)	4 市の機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>_____の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 5・6 (略)
---	---

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第23号

長岡市地域交流センターまちなかキャンパス長岡条例の一部改正について

長岡市地域交流センターまちなかキャンパス長岡条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

まちなかキャンパス長岡の一部を行政庁舎に用途変更することに伴い、会議室等の一部を廃止するもの

長岡市地域交流センターまちなかキャンパス長岡条例の一部を改正する条例

長岡市地域交流センターまちなかキャンパス長岡条例（平成23年長岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後	改正前
（施設） 第3条 長岡市地域交流センターまちなかキャンパス長岡（以下「まちなかキャンパス」という。）の施設は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（5） （略） （使用の許可） 第5条 まちなかキャンパスの施設 ____を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2・3 （略） 別表（第6条関係） まちなかキャンパス使用料（営利	（施設） 第3条 長岡市地域交流センターまちなかキャンパス長岡（以下「まちなかキャンパス」という。）の施設は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（5） （略） <u>（6） 交流ルーム</u> <u>（7） 情報提供ルーム</u> （使用の許可） 第5条 まちなかキャンパスの施設 <u>（情報提供ルームを除く。以下同じ。）</u>を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2・3 （略） 別表（第6条関係） まちなかキャンパス使用料（営利

目的の場合に限る。)		目的の場合に限る。)	
区分	使用料（１時間当たり）	区分	使用料（１時間当たり）
(略)		(略)	
		501会議室	1,800円
		502会議室	900円
		503会議室	900円
(略)		(略)	
		交流ルーム	2,300円
備考（略）		備考（略）	

附 則

この条例は、令和６年７月１日から施行する。

議案第24号

長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、関係する条例について所要の改正を行うもの

長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年長岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
(手当等の支給) 第10条 フルタイム会計年度任用職員には、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。 2 パートタイム会計年度任用職員には、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬並びに<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。 (期末手当) 第21条 期末手当は、6月1日及び12	(手当等の支給) 第10条 フルタイム会計年度任用職員には、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び</u><u>期末手当</u>を支給する。 2 パートタイム会計年度任用職員には、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬並びに期末手当_____を支給する。 (期末手当) 第21条 期末手当は、6月1日及び12

月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（第25条第1項の規定の適用を受ける者及び規則で定める者を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、給与条例第24条第2項に規定する特定幹部職員以外の職員に適用される同項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3～6 （略）
（勤勉手当）

第21条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）に対し、基準日以前において規則で定める日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績及び基準日以前6箇月

月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対して支給する。_____

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130

_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
(4) 3箇月未満 100分の30

- 3～6 （略）

以内の期間における当該職員の勤務
の状況に応じて支給する。これらの
基準日前1箇月以内に退職し、又は
死亡した者（規則で定める者を除
く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額
に、任命権者が規則で定める基準に
従って定める割合を乗じて得た額と
する。この場合において、任命権者
が支給する勤勉手当の総額は、当該
職員の勤勉手当基礎額に給与条例第
25条第2項第1号に規定する特定幹
部職員以外の職員に適用される割合
を乗じて得た額の総額を超えてはな
らない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞ
れその基準日現在において会計年度
任用職員が受けるべき給料の月額及
びこれに対する地域手当の月額の合
計額又は基本報酬の1月当たりの額
及び地域手当に相当する報酬の1月
当たりの額の合計額とする。

4 会計年度任用職員で職務の複雑、
困難及び責任の度合等を考慮して規
則で定めるものについては、前項の
規定にかかわらず、同項に規定する
合計額に、これに職の職制上の段階、
職務の級等を考慮して規則で定める
職員の区分に応じて100分の20を超
えない範囲内で規則で定める割合を
乗じて得た額を加算した額を第2項
の勤勉手当基礎額とする。

5 前各項に定めるもののほか、会計
年度任用職員の勤勉手当について
は、給与条例第24条の2及び第24条
の3の規定を準用する。

(技能労務職員である会計年度任用
職員の給与の種類及び基準)

第26条 技能労務職員である法第22条
の2第1項第2号に規定する会計年
度任用職員(以下この章において「技
能労務職員であるフルタイム会計年
度任用職員」という。)に支給する
給与の種類は、給料、地域手当、通
勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務
手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、
宿日直手当、期末手当、勤勉手当及
び退職手当とする。

2 技能労務職員である法第22条の2
第1項第1号に規定する会計年度任
用職員(以下この章において「技能
労務職員であるパートタイム会計年
度任用職員」という。)に支給する
給与の種類は、給料、地域手当、通
勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務
手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、
宿日直手当、期末手当及び勤勉手当
とする。

附 則

1～3 (略)

(技能労務職員である会計年度任用
職員の給与の種類及び基準)

第26条 技能労務職員である法第22条
の2第1項第2号に規定する会計年
度任用職員(以下この章において「技
能労務職員であるフルタイム会計年
度任用職員」という。)に支給する
給与の種類は、給料、地域手当、通
勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務
手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、
宿日直手当、期末手当_____及
び退職手当とする。

2 技能労務職員である法第22条の2
第1項第1号に規定する会計年度任
用職員(以下この章において「技能
労務職員であるパートタイム会計年
度任用職員」という。)に支給する
給与の種類は、給料、地域手当、通
勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務
手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、
宿日直手当及び期末手当
とする。

附 則

1～3 (略)

(期末手当に関する特例)

4 当分の間、第21条第2項の規定の
適用については、同項中「100分の
130」とあるのは、「100分の65」と

	する。
--	-----

(長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 長岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年長岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前に部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 給与条例第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____	2 給与条例第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u>(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>
_____	<u>(以下「会計年度任用職員」という。)</u>
_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	<u>を除く。)</u> のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)	(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)
第8条 育児休業をした職員（ <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u> ）が	第8条 育児休業をした職員（ <u>会計年度任用職員を除く。</u> ）
職務に復帰した場合において、部内	_____が
	職務に復帰した場合において、部内

の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給の日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。	の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給の日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第25号

長岡市手数料条例の一部改正について

長岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市手数料条例の一部を改正する条例

長岡市手数料条例（平成12年長岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後		改正前	
別表（第2条関係） 1～9の3（略） 10 建築基準法（以下この表において「法」という。）に規定する認定及び許可申請関係		別表（第2条関係） 1～9の3（略） 10 建築基準法（以下この表において「法」という。）に規定する認定及び許可申請関係	
区分	金額	区分	金額
(略)		(略)	
39 法第87条の3第7項の1件につき規定による許可申請（建築物用途変更使用許可申請）に対する審査	160,000円	39 法第87条の3第7項の1件につき規定による許可申請（建築物用途変更使用許可申請）に対する審査	160,000円
40 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項又は第7項の規定による既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請に対する審査	27,000円		
41 (略)	(略)	40 (略)	(略)

10の2～10の5 (略)

10の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）に規定する適合性判定関係
(略)

10の7 建築物のエネルギー消費性
能の向上に関する法律（以下こ
の表において「法」という。）に
規定する認定申請関係
(略)

11~12 (略)

12の2 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この表において「法」という。）に規定する介護保険事業者の指定申請関係

区分	金額
1 法第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の <u>指定申請</u> に対する審査	1件につき 24,700円
2 法第79条の2第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定の <u>更新申請</u> に対する審査_____	1件につき 8,700円
(略)	
7 法第115条の22第1	1件につき 24,700円

項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査（介護予防支援事業と居宅介護支援事業を同一の事業所において行うために、法第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定を併せて受けようとする場合を除く。）	の場合		項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査		
	イ 指定居宅介護支援事業者が当該指定に係る居宅介護支援事業と同一の事業所において介護予防支援事業を行う場合	1件につき8,700円			
8 法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査（当該指定の更新に係る介護予防支援事業と居宅介護支援事業を同一の事業所において行う事業者が法第79条		1件につき8,700円	8 法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査		1件につき8,700円

の2第1項に規定する指定 居宅介護支援事業者の 指定の更新を併せて受け ようとする場合を除く。			
(略)		(略)	
13 危険物施設許可申請等関係		13 危険物施設許可申請等関係	
区分	金額	区分	金額
(略)		(略)	
3 消防	(略)	3 消防	(略)
法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>1,450,000円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵	法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>1,180,000円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵

所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき<u>1,720,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき<u>1,920,000円</u> (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき<u>2,360,000円</u> (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき<u>2,740,000円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき<u>3,120,000円</u>	所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき<u>1,410,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき<u>1,590,000円</u> (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき<u>1,950,000円</u> (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき<u>2,270,000円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき<u>2,650,000円</u>
---	---

	屋外タンク貯蔵所 1 件につき <u>5,640,000円</u> (キ) 危険物の貯蔵最 大数量が300,000キロリ ットル以上400,000キロ リットル未満の浮き屋 根式特定屋外タンク貯 蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所 1 件につき <u>7,240,000円</u> (ク) 危険物の貯蔵最 大数量が400,000キロリ ットル以上の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 1 件 につき <u>8,790,000円</u>		屋外タンク貯蔵所 1 件につき <u>4,550,000円</u> (キ) 危険物の貯蔵最 大数量が300,000キロリ ットル以上400,000キロ リットル未満の浮き屋 根式特定屋外タンク貯 蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所 1 件につき <u>5,820,000円</u> (ク) 危険物の貯蔵最 大数量が400,000キロリ ットル以上の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 1 件 につき <u>7,070,000円</u>	
	(略)		(略)	
(略)		(略)		
14～15 (略)		14～15 (略)		
備考 (略)		備考 (略)		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第26号

長岡市公民館条例の一部改正について

長岡市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

中央公民館の一部を行政庁舎に用途変更すること等に伴い、教室等の一部を廃止するとともに、使用区分等の改正を行うもの

長岡市公民館条例の一部を改正する条例

長岡市公民館条例（昭和53年長岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後				改正前			
別表第3（第8条関係）				別表第3（第8条関係）			
長岡市中央公民館使用料				長岡市中央公民館使用料			
区分	—	—	使 用 料 (1時間 あたり)	区分	午前 午前9時 から正午 まで	午後 午後1時 から午後 5時まで	夜間 午後6時 から午後 9時30分 まで
和室1	—	—	300円	和室1	800円	1,000円	900円
和室2	—	—	200円	和室2	500円	700円	600円
3A教室	—	—	300円	工作室	700円	1,000円	900円
3B教室	—	—	400円	視聴覚室	400円	500円	400円
多目的室 1	—	—	200円	講座室	1,200円	1,600円	1,400円
多目的室 2	—	—	200円	音楽室1	400円	500円	400円
多目的室 3	—	—	200円	音楽室2	400円	500円	400円
—	—	—	—	301教室	600円	800円	700円
—	—	—	—	302教室	600円	800円	700円

				303教室	600円	800円	700円
				304教室	600円	800円	700円
				305教室	600円	800円	700円
大ホール			700円	大ホール	2,000円	2,600円	2,300円
創作活動室			400円	陶芸工作室	1,000円	1,300円	1,200円
備考				備考			
1 使用料は、市長が別に定めるそれぞれ1時間又は30分の使用時間の区分により、算定するものとする。				1 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。			
2 創作活動室の使用に当たり電気陶芸窯を使用する場合の使用料の額は、上記の表の創作活動室の使用料に、電気陶芸窯の使用1回当たり1,500円を加算した額とする。				2 陶芸工作室の使用に当たり電気陶芸窯を使用する場合の使用料の額は、上記の表の陶芸工作室の使用料に、電気陶芸窯の使用1回当たり1,500円を加算した額とする。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から令和6年6月30日までの間に長岡市中央公民館を使用する場合については、なお改正前の別表第3の規定の例による。この場合において、同表中「工作室」とあるのは「3A教室」と、「視聴覚室」とあるのは「多目的室1」と、「講座室」とあるのは「3B教室」と、「音楽室1」とあるのは「多目的室2」と、「音楽室2」とあるのは「多目的室3」と、「陶芸工作室」とあるのは「創作活動室」とする。

議案第27号

長岡市児童館設置条例の廃止について

長岡市児童館設置条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

地域のニーズに応じ機能やサービスを柔軟に見直すため、児童福祉法上の施設としての取扱いを改めることから、条例を廃止するもの

長岡市児童館設置条例を廃止する条例

長岡市児童館設置条例（昭和59年長岡市条例第21号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第28号

長岡市児童交流会館条例の一部改正について

長岡市児童交流会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

長岡市児童館設置条例の廃止に伴い、新たに児童交流会館とする施設を加えるもの

長岡市児童交流会館条例の一部を改正する条例

長岡市児童交流会館条例（平成17年長岡市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えものとする。

改正後	改正前																																
（名称及び位置） 第2条 児童交流会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>長岡市与板ふれあい交流センター</td><td>長岡市与板町与板甲339番地1</td></tr> <tr> <td>長岡市才津児童会館</td><td>長岡市才津西町220番地子</td></tr> <tr> <td>長岡市青葉台児童会館</td><td>長岡市青葉台4丁目15番地</td></tr> </table> （行為の制限） 第3条 長岡市越路児童交流会館、長岡市与板ふれあい交流センター、長岡市才津児童会館及び長岡市青葉台児童会館（以下「児童交流会館」という。）においては、次に掲げる行為をしてはならない。	名称	位置	（略）	（略）	長岡市与板ふれあい交流センター	長岡市与板町与板甲339番地1	長岡市才津児童会館	長岡市才津西町220番地子	長岡市青葉台児童会館	長岡市青葉台4丁目15番地	（名称及び位置） 第2条 児童交流会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>長岡市与板ふれあい交流センター</td><td>長岡市与板町与板甲339番地1</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置	（略）	（略）	長岡市与板ふれあい交流センター	長岡市与板町与板甲339番地1																
名称	位置																																
（略）	（略）																																
長岡市与板ふれあい交流センター	長岡市与板町与板甲339番地1																																
長岡市才津児童会館	長岡市才津西町220番地子																																
長岡市青葉台児童会館	長岡市青葉台4丁目15番地																																
名称	位置																																
（略）	（略）																																
長岡市与板ふれあい交流センター	長岡市与板町与板甲339番地1																																

(1) <u>公の秩序又は善良な風俗に反する行為</u> (2) <u>施設又は設備を損傷し、又は破損する行為</u> (3) <u>他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する行為</u> (4) <u>前3号に掲げる行為のほか、施設の使用上又は管理上支障があると認められる行為</u> (使用の許可)	_____ _____ _____ _____ _____ _____ (使用の許可)
<u>第4条</u> 長岡市越路児童交流会館又は長岡市与板ふれあい交流センター（以下「<u>越路児童交流会館等</u>」という。）を使用しようとする者は、長岡市教育委員会（以下「<u>委員会</u>」という。）の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 (使用の不許可)	<u>第3条</u> 長岡市越路児童交流会館又は長岡市与板ふれあい交流センター（以下「<u>児童交流会館</u>」という。）を使用しようとする者は、長岡市教育委員会（以下「<u>委員会</u>」という。）の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 (使用の不許可)
<u>第5条</u> （略） (特別の設備)	<u>第4条</u> （略） (特別の設備)
<u>第6条</u> <u>第4条</u>の規定により使用の許可を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）は、<u>越路児童交流会館等</u>の使用上特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。 (権利譲渡等の禁止)	<u>第5条</u> <u>第3条</u>の規定により使用の許可を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）は、<u>児童交流会館</u>の使用上特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。 (権利譲渡等の禁止)
<u>第7条</u> （略） (使用許可の取消し等)	<u>第6条</u> （略） (使用許可の取消し等)

<u>第8条</u> 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の中止を命ずることができる。 (1) (略) (2) <u>第5条各号</u>の規定に該当するに至ったとき。 (3) (略) (原状回復の義務) <u>第9条</u> 使用者は、<u>越路児童交流会館</u>等の使用を終了したときは、直ちに使用した施設、設備（<u>第6条</u>の設備を含む。）、器具等を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは変更され、又は使用の中止を命ぜられたときも、同様とする。 (損害賠償) <u>第10条</u> <u>児童交流会館を使用した者</u>は、故意又は過失により児童交流会館の施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の定める額を賠償しなければならない。 (委任) <u>第11条</u> (略)	<u>第7条</u> 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の中止を命ずることができる。 (1) (略) (2) <u>第4条各号</u>の規定に該当するに至ったとき。 (3) (略) (原状回復の義務) <u>第8条</u> 使用者は、<u>児童交流会館</u>___の使用を終了したときは、直ちに使用した施設、設備（<u>第5条</u>の設備を含む。）、器具等を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは変更され、又は使用の中止を命ぜられたときも、同様とする。 (損害賠償) <u>第9条</u> <u>使用者</u>は、故意又は過失により児童交流会館の施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の定める額を賠償しなければならない。 (委任) <u>第10条</u> (略)
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第29号

長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

放課後児童クラブの運営体制維持のため、児童支援員の資格取得に係る経過措
置を延長するもの

長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (経過措置) 2 この条例の施行の日から<u>令和7年3月31日</u>までの間における、第9条第3項各号列記以外の部分の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和7年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	附 則 1 (略) (経過措置) 2 この条例の施行の日から<u>令和6年3月31日</u>までの間における、第9条第3項各号列記以外の部分の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和6年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

長岡市老人デイサービスセンター設置条例の一部改正について

長岡市老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

デイサービスセンターおおの苑^{えん}を廃止するとともに、各施設の利用料金の内容を整理するため、所要の改正を行うもの

長岡市老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例

長岡市老人デイサービスセンター設置条例（平成4年長岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後	改正前																						
（名称及び位置） 第2条 老人デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table> （使用料） 第4条 第2条の表に掲げる老人デイサービスセンター（以下「センター」という。）を利用した者は、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める使用料を納入しなければならない。 (1)・(2) （略） (3) <u>デイサービス事業のサービス</u>	名称	位置	（略）	（略）							（略）	（略）	（名称及び位置） 第2条 老人デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>長岡市デイサービスセンターおおの</u></td><td><u>長岡市栃尾大野町3丁目4番2号</u></td></tr> <tr> <td><u>えん苑</u></td><td></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table> （使用料） 第4条 第2条の表に掲げる老人デイサービスセンター（以下「センター」という。）を利用した者は、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める使用料を納入しなければならない。 (1)・(2) （略）	名称	位置	（略）	（略）	<u>長岡市デイサービスセンターおおの</u>	<u>長岡市栃尾大野町3丁目4番2号</u>	<u>えん苑</u>		（略）	（略）
名称	位置																						
（略）	（略）																						
（略）	（略）																						
名称	位置																						
（略）	（略）																						
<u>長岡市デイサービスセンターおおの</u>	<u>長岡市栃尾大野町3丁目4番2号</u>																						
<u>えん苑</u>																							
（略）	（略）																						

<u>の提供に伴い必要となる費用であ</u> <u>って利用者の負担とするのが適当</u> <u>な費用及び便宜の供与に要する費</u> <u>用等 市長が別に定める額</u>	
2 (略) (利用料金)	2 (略) (利用料金)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 利用料金の額は、次に定める額の 範囲内において指定管理者があらか じめ市長の承認を得て定める。	3 利用料金の額は、次に定める額の 範囲内において指定管理者があらか じめ市長の承認を得て定める。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
<u>(3) デイサービス事業のサービス</u> <u>の提供に伴い必要となる費用であ</u> <u>って利用者の負担とするのが適当</u> <u>な費用及び便宜の供与に要する費</u> <u>用等 第4条第1項第3号の額に</u> <u>準じて市長が別に定める額</u>	
4・5 (略)	4・5 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第31号

長岡市国民健康保険条例の一部改正について

長岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長岡市国民健康保険条例（昭和34年長岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
（<u> </u>基礎賦課総額） 第12条 保険料の賦課額のうち<u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>基礎賦課額（第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 （1）当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用<u> </u> <u> </u>	（<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課総額） 第12条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る</u>基礎賦課額（第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 （1）当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用<u>（一般被保険者に係るものに限る。）</u>

の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用_____

_____の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（新潟県（以下「県」という。）_____

_____の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ （略）

カ アからオに掲げるもののほ

の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（新潟県（以下「県」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ （略）

カ アからオに掲げるもののほ

か、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額

（_____

_____国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）_____

_____を

除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア （略）

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険

か、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額

（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア （略）

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険

に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金_____

_____の額

エ アからウに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(_____法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金_____

に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額

エ アからウに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るもの

_____を除く。)の額
(_____基礎賦課額)
第12条の2 保険料の賦課額のうち_____
_____基礎賦課額は、当
該世帯に属する被保険者_____につき
算定した所得割額及び被保険者均等
割額の合算額の総額並びに当該世帯
につき算定した世帯別平等割額_____

_____の
合計額とする。
(_____基礎賦課額の
所得割額の算定)
第13条 前条の所得割額は、被保険者
_____に係る賦課期日の属する年の前
年の所得に係る地方税法（昭和25年
法律第226号）第314条の2第1項に
規定する総所得金額及び山林所得金
額並びに他の所得と区分して計算さ
れる所得の金額（同法附則第33条の
2第5項に規定する上場株式等に係
る配当所得等の金額（同法附則第35
条の2の6第8項又は第11項の規定
の適用がある場合には、その適用後
の金額）、同法附則第33条の3第5
項に規定する土地等に係る事業所得
等の金額、同法附則第34条第4項に
規定する長期譲渡所得の金額（租税
特別措置法（昭和32年法律第26号）
第33条の4第1項若しくは第2項、

_____に限る。)を除く。)の額
(一般被保険者に係る基礎賦課額)
第12条の2 保険料の賦課額のうち一
般被保険者に係る基礎賦課額は、当
該世帯に属する一般被保険者につき
算定した所得割額及び被保険者均等
割額の合算額の総額並びに当該世帯
につき算定した世帯別平等割額 (一
般被保険者と退職被保険者等とが同
一の世帯に属する場合には、当該世
帯を一般被保険者の属する世帯とみ
なして算定した世帯別平等割額) の
合計額とする。
(一般被保険者に係る基礎賦課額の
所得割額の算定)
第13条 前条の所得割額は、一般被保
険者に係る賦課期日の属する年の前
年の所得に係る地方税法（昭和25年
法律第226号）第314条の2第1項に
規定する総所得金額及び山林所得金
額並びに他の所得と区分して計算さ
れる所得の金額（同法附則第33条の
2第5項に規定する上場株式等に係
る配当所得等の金額（同法附則第35
条の2の6第8項又は第11項の規定
の適用がある場合には、その適用後
の金額）、同法附則第33条の3第5
項に規定する土地等に係る事業所得
等の金額、同法附則第34条第4項に
規定する長期譲渡所得の金額（租税
特別措置法（昭和32年法律第26号）
第33条の4第1項若しくは第2項、

第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得

第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得

に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第19条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をして得た額（その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第15条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 （略）

（ 基礎賦課額の保険料率）

第15条 基礎賦課

に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第19条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をして得た額（その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第15条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 （略）

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第15条 一般被保険者に係る基礎賦課

額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 被保険者均等割 _____
_____基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の賦課期日現在における被保険者の
数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 _____基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の賦課期日現在における被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に

額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の賦課期日現在における一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の賦課期日現在における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に

属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ（略）

2・3（略）

属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ（略）

2・3（略）

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第15条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第15条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）

	第15条の4 第15条の2の被保険者均
	等割額は、第15条第1項の規定により算定した額と同額とする。
	(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)
	第15条の4の2 第15条の2の世帯別
	平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
	(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条第1項第3号アに定めるところにより算定した額
	(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第1項第3号イに定めるところにより算定した額
	(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額
(基礎賦課限度額)	(基礎賦課限度額)

第15条の5 第12条の2 _____
____の基礎賦課額_____

_____は、65万円を超えることができない。

(_____後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の5の2 保険料の賦課額のうち _____後期高齢者支援金等賦課額（第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分 _____に限る。
_____次号において同じ。）の額

第15条の5 第12条の2 又は第15条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の2の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条において同じ。）は、65万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の5の2 保険料の賦課額のうち 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分 であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。
_____次号において同じ。）の額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（
 法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者_____につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみ

_____の
合計額とする。

(_____後期高齢者支
援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の5の4 前条の所得割額は、
被保険者 _____に係る賦課期日の属す
る年の前年の所得に係る基礎控除後
の総所得金額等に、次条の所得割の
保険料率を乗じて算定する。

(_____後期高齢者支
援金等賦課額の保険料率)

第15条の5の5 _____
後期高齢者支援金等賦課額の保険料
率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等
賦課総額の100分の50に相当する
額を被保険者 _____に係る基礎控除
後の総所得金額等（国民健康保険
法施行令第29条の7第3項第4号
ただし書に規定する場合にあって
は、国民健康保険法施行規則第32
条の9の2に規定する方法により
補正された後の金額とする。）の
総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者
支援金等賦課総額の100分の35に
相当する額を当該年度の賦課期日
現在における被保険者 _____の数で
除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまで
に掲げる世帯の区分に応じ、それ
ぞれアからウまでに定めるところ

なして算定した世帯別平等割額 _____の
合計額とする。

(一般被保険者に係る 後期高齢者支
援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の5の4 前条の所得割額は、
一般被保険者に係る 賦課期日の属す
る年の前年の所得に係る基礎控除後
の総所得金額等に、次条の所得割の
保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る 後期高齢者支
援金等賦課額の保険料率)

第15条の5の5 一般被保険者に係る
後期高齢者支援金等賦課額の保険料
率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等
賦課総額の100分の50に相当する
額を一般被保険者に係る 基礎控除
後の総所得金額等（国民健康保険
法施行令第29条の7第3項第4号
ただし書に規定する場合にあって
は、国民健康保険法施行規則第32
条の9の2に規定する方法により
補正された後の金額とする。）の
総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者
支援金等賦課総額の100分の35に
相当する額を当該年度の賦課期日
現在における一般被保険者 _____の数で
除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまで
に掲げる世帯の区分に応じ、それ
ぞれアからウまでに定めるところ

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 _____ 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の賦課期日現在における被保険者 _____ が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

2 · 3 (略)

[illegible]

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の賦課期日現在における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

2 · 3 (略)

（退職被保険者等に係る後期高齢者
支援金等賦課額）

第15条の5の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者
支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の5の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の5の5第1項第1号の所得割の保険料率を乗

	じて算定する。 <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者 支援金等賦課額の被保険者均等割額 の算定)</u> 第15条の5の8 第15条の5の6の被 保険者均等割額は、第15条の5の5 第1項第2号の規定により算定した 額と同額とする。 <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者 支援金等賦課額の世帯別平等割額の 算定)</u> 第15条の5の9 第15条の5の6の世 帯別平等割額は、次の各号に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める額とする。 (1) 次号又は第3号に掲げる世帯 以外の世帯 第15条の5の5第1 項第3号アに定めるところにより 算定した額 (2) 特定同一世帯所属者と同一の 世帯に属する退職被保険者の属す る世帯であって特定月以後5年を 経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいな い場合に限る。) 第15条の5の 5第1項第3号イに定めるところ により算定した額 (3) 特定同一世帯所属者と同一の 世帯に属する退職被保険者の属す る世帯であって特定月以後5年を 経過する月の翌月から特定月以後 8年を経過する月までの間にある
--	---

_____ _____ _____ _____ (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第15条の5の10 第15条の5の3 _____ _____の後期高齢者支援金等賦課額_____ _____ _____ _____ _____は、<u>24万円</u>を超えることができない。 (介護納付金賦課総額) 第15条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条及び第19条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア <u>法附則第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民	<u>もの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u> 第15条の5の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額 (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第15条の5の10 第15条の5の3 <u>又は</u>第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条において同じ。) _____は、<u>22万円</u>を超えることができない。 (介護納付金賦課総額) 第15条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条及び第19条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア <u>法附則第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民
--	---

健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(_____
_____法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった_____

_____場合における当該納付義務者に係る第12条の2若しくは第15条の5の3_____

健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった_____

_____場合における当該納付義務者に係る第12条の2、第15条の2、第15条の5の3若しくは第15条の5

____の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第15条の7の額又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加____若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したこと

の6の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第15条の7の額又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条若しくは第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したこと

により被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった

____日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条の2若しくは第15条の5の3____の額又は第15条の7の額又は次条第1項各号に定める額、第19条の3第1項に定める第15条____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務

により被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条の2、第15条の2、第15条の5の3若しくは第15条の5の6の額又は第15条の7の額又は次条第1項各号に定める額、第19条の3第1項に定める第15条若しくは第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務

者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2 _____の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）と29万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とを合算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを

者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2 又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）と29万円 _____に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とを合算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを

合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）と54万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とを合算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、第15条の5の3又は第15条の5の6の後

合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）と53万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とを合算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、第15条の5の3又は第15条の5の6の後

期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）とする。

3～5 （略）

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 （略）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第15条の5の5_____」と_____、前項中「第15条

期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）とする。

3～5 （略）

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 （略）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の5 又は第15条の5の8」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と、前項中「第15条

第3項」とあるのは「第15条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) (略)

5 (略)

- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第15条の5の5_____」と_____、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

第3項」とあるのは「第15条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) (略)

5 (略)

- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の5又は第15条の5の8」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2 _____の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2 _____」とあるのは「第15条の5の3 _____」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者で

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2 又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2 又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3 又は第15条の5の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者で

ある者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2 _____」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替えるものとする。

- 5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の2 _____の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) (略)

- 6 (略)

- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2 _____」とあるのは「第15条の5の3 _____」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

ある者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2 又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替えるものとする。

- 5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の2 又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) (略)

- 6 (略)

- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2 又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3 又は第15条の5の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2 _____」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替えるものとする。	8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2 又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替えるものとする。
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長岡市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第32号

長岡市介護保険条例の一部改正について

長岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

第9期介護保険事業計画の策定等に伴い、保険料率等について所要の改正を行うもの

長岡市介護保険条例の一部を改正する条例

長岡市介護保険条例（平成12年長岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
（保険料率） 第8条 各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,400円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,900円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,200円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,300円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>75,700円</u> (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者<u>で、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に</u>	（保険料率） 第8条 各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,000円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,100円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,100円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,600円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,100円</u> (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>84,100円</u>

規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額（零を下回る場合には、零とする。）。以下「合計所得金額」という。）が80万円未満である者 87,100円

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 90,800円

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 98,400円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 113,500円

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 91,100円

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 98,100円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者で、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額（零を下回る場合には、零とする。）。以下「合計所得金額」という。）

	<u>が250万円以上350万円未満のもの</u> <u>115,700円</u>
<u>(10) 令第39条第1項第10号に掲げ</u> <u>る者 128,700円</u>	<u>(10) 令第39条第1項第9号に掲げ</u> <u>る者で、合計所得金額が350万円以</u> <u>上500万円未満のもの 126,200円</u>
<u>(11) 令第39条第1項第11号に掲げ</u> <u>る者 143,800円</u>	<u>(11) 令第39条第1項第10号に掲げ</u> <u>る者 136,700円</u>
<u>(12) 令第39条第1項第12号に掲げ</u> <u>る者 159,000円</u>	
<u>(13) 令第39条第1項第13号に掲げ</u> <u>る者 174,100円</u>	
<u>(14) 令第39条第1項第14号に掲げ</u> <u>る者 189,200円</u> (基準額に乗ずる割合)	(基準額に乗ずる割合)
第8条の2 前条の保険料率を算定する ため、令第39条第1項各号に規定 する基準額に乗ずる割合は、次の各 号に掲げる第1号被保険者の区分に 応じ、当該各号に定める割合とする。	第8条の2 前条の保険料率を算定する ため、令第39条第1項各号に規定 する基準額に乗ずる割合は、次の各 号に掲げる第1号被保険者の区分に 応じ、当該各号に定める割合とする。
(1) 令第39条第1項第1号に掲げ る者 <u>100分の45.5</u>	(1) 令第39条第1項第1号に掲げ る者 <u>100分の40</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げ る者 <u>100分の68.5</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げ る者 <u>100分の60</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げ る者 <u>100分の69</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げ る者 <u>100分の70</u>
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
(6) 令第39条第1項第6号に掲げ る者 <u>100分の115</u>	(6) 令第39条第1項第6号に掲げ る者 <u>100分の120</u>
(7) 令第39条第1項第7号に掲げ る者 <u>100分の120</u>	(7) 令第39条第1項第7号に掲げ る者 <u>100分の130</u>
(8) 令第39条第1項第8号に掲げ	(8) 令第39条第1項第8号に掲げ

る者 <u>100分の130</u> (9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 <u>100分の150</u> (10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 <u>100分の170</u> (11) 令第39条第1項第11号に掲げる者 <u>100分の190</u> (12) 令第39条第1項第12号に掲げる者 <u>100分の210</u> (13) 令第39条第1項第13号に掲げる者 <u>100分の230</u> (14) 令第39条第1項第14号に掲げる者 <u>100分の250</u> (基準所得金額) 第8条の3 令第39条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イに規定する市が定める額は、次のとおりとする。 (1) 令第39条第1項第6号イに規定する市が定める額 <u>80万円</u> (2) 令第39条第1項第7号イに規定する市が定める額 <u>125万円</u> (3) 令第39条第1項第8号イに規定する市が定める額 <u>200万円</u> (4) 令第39条第1項第9号イに規定する市が定める額 <u>250万円</u>	る者 <u>100分の140</u> (9) 令第39条第1項第9号に掲げる者で、合計所得金額が250万円以上350万円未満のもの <u>100分の165</u> (10) 令第39条第1項第9号に掲げる者で、合計所得金額が350万円以上500万円未満のもの <u>100分の180</u> (11) 令第39条第1項第10号に掲げる者 <u>100分の195</u> (基準所得金額) 第8条の3 令第39条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ及び第9号イ に規定する市が定める額は、次のとおりとする。 (1) 令第39条第1項第6号イに規定する市が定める額 <u>125万円</u> (2) 令第39条第1項第7号イに規定する市が定める額 <u>200万円</u> (3) 令第39条第1項第8号イに規定する市が定める額 <u>250万円</u> (4) 令第39条第1項第9号イに規定する市が定める額 <u>500万円</u>
--	--

(5) 令第39条第1項第10号イに規定する市が定める額 350万円 (6) 令第39条第1項第11号イに規定する市が定める額 500万円 (7) 令第39条第1項第12号イに規定する市が定める額 600万円 (8) 令第39条第1項第13号イに規定する市が定める額 800万円 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得等があった場合) 第10条 (略) 2 (略) 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イの(1)に係る者を除く。）、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、<u>第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1項第1号から<u>第13号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略)	_____ _____ _____ _____ _____ (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得等があった場合) 第10条 (略) 2 (略) 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イの(1)に係る者を除く。）、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口<u>又は第9号口</u> _____に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1項第1号から<u>第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略)
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 8 条、第 8 条の 2、第 8 条の 3 及び第 10 条の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 度分までの保険料については、なお従前の例による。

(令和 6 年度から令和 8 年度までの間における保険料率の特例)

- 3 令和 6 年度から令和 8 年度までの間における改正後の第 8 条に掲げる者に係る保険料率は、同条の規定にかかわらず、同条第 1 号に掲げる者であるとされたものにあつては 21,600 円、同条第 2 号に掲げる者であるとされたものにあつては 36,700 円、同条第 3 号に掲げる者であるとされたものにあつては 51,900 円とする。

(令和 6 年度における普通徴収の特例の取扱い)

- 4 令和 6 年度分の保険料に係る第 11 条第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「その者の前年度最終保険料率を」とあるのは、「長岡市介護保険条例の一部を改正する条例（令和 6 年長岡市条例第 号）による改正前の長岡市介護保険条例第 8 条第 1 号に掲げる者であるとされたものにあつては 21,600 円を、改正前の同条第 2 号に掲げる者であるとされたものにあつては 36,700 円を、改正前の同条第 3 号に掲げる者であるとされたものにあつては 51,900 円を、改正前の同条第 4 号に掲げる者であるとされたものにあつては 64,300 円を、改正前の同条第 5 号に掲げる者であるとされたものにあつては 75,700 円を、改正前の同条第 6 号に掲げる者であるとされたものにあつては 87,100 円を、改正前の同条第 7 号に掲げる者であるとされたものにあつては 90,800 円を、改正前の同条第 8 号に掲げる者であるとされたものにあつては 98,400 円を、改正前の同条第 9 号に掲げる者であるとされたものにあつては 113,500 円を、改正前の同条第 10 号に掲げる者であるとされたものにあつては 128,700 円を、改正前の同条第 11 号に掲げる者であるとされたものにあつては 143,800 円を」とする。

議案第33号

長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長岡市条例第52号）を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
（指定地域密着型サービス事業の申請者の資格） 第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>法第8条第23項第1号に規定するサービス（第9章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）に限る。</u> _____）に係る指定の申請に限る。）（長岡市暴力団排除条例（平成24年長岡市条例第50号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者若しくは同	（指定地域密着型サービス事業の申請者の資格） 第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護（第9章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）に限る。</u>）に係る指定の申請に限る。）（長岡市暴力団排除条例（平成24年長岡市条例第50号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者若しくは同

条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）をその役員、従業者等とする者又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者を除く。）である者とする。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

第7条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。

(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）

(2)～(4) （略）

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第8条 （略）

2～4 （略）

条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）をその役員、従業者等とする者又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者を除く。）である者とする。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

第7条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。

(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（施行規則

第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）

(2)～(4) （略）

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第8条 （略）

2～4 （略）

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等が存在する場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第49条第4項第5号、第66条第1項、第67条第1項、第84条第6項、第85条第3項及び第86条において同じ。）

(6)～(10) (略)

(11) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障が

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等が存在する場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第49条第4項第5号、第66条第1項、第67条__、第84条第6項、第85条第3項及び第86条において同じ。）

(6)～(10) (略)

(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）

(12) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障が

ない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 (略)

(管理者)

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの

ない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 (略)

(管理者)

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの

(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第26条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘

(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

_____をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第26条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

<u>束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u>	_____ _____ _____
(9) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	_____ _____ _____ _____
(10) (略)	(8) (略)
(11) (略) (揭示)	(9) (略) (揭示)
第36条 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。</u>	第36条 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____</u> _____を揭示しなければならない。
2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項_____を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。</u>	2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u>
3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ</u>	_____ _____

ばならない。

(記録の整備)

第44条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) (略)

(5) 第26条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第30条の規定による市長への通知に係る記録

(7) 第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第49条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合

(記録の整備)

第44条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) (略)

(5) 第30条に規定する市長への通知に係る記録

(6) 第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第49条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合

は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) (略)

(11) (略)

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

- 6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーター

は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) (略)

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) (略)

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーター

は、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第50条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は_____他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該_____他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第53条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針

は、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第50条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第53条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針

は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(記録の整備)

第60条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第53条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その

は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(記録の整備)

第60条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第22条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第30条の規定による市長への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(管理者)

第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定地域密着型通所介護の提

(3) 次条において準用する第30条に規定する 市長への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第42条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(管理者)

第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

<u>供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>	
<u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	
<u>(7) (略)</u>	<u>(5) (略)</u>
<u>(8) (略)</u> (記録の整備)	<u>(6) (略)</u> (記録の整備)
第61条の19 (略)	第61条の19 (略)
2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
<u>(3) 第61条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>	
<u>(4) 次条において準用する第30条の規定による市長への通知に係る記録</u>	<u>(3) 次条において準用する第30条に規定する市長への通知に係る記録</u>

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第61条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条の2、第43条、第55条及び第61条の2、第61条の4、第61条の5第5項並びに前節（第61条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第61条の12に規定する運営規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第5項中「前項

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(6) (略)

(準用)

第61条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条の2、第43条、第55条及び第61条の2、第61条の4、第61条の5第5項並びに前節（第61条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第61条の12に規定する運営規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第5項中「前項

ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第5号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」とする。

（管理者）

第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業

ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」とする。

（管理者）

第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業

所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 · 3 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第61条の30 指定療養通所介護の方針
は、次に掲げるところによるものとする。

(1) · (2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(記録の整備)

第61条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) · (2) (略)

(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第61条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第30条の規定による市長への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第61条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(8) (略)
(管理者)

第64条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する_____提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第30条に規定する_____市長への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する_____苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第61条の18第2項に規定する_____事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(7) (略)
(管理者)

第64条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第67条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第84条第7項、第112条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第68条 共用型指定認知症対応型通所

2 (略)

(利用定員等)

第67条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは

指定介護療養型医療施設の運営（第84条第7項、第112条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第68条 共用型指定認知症対応型通所

介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第72条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その

介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第72条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

<u>際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	_____ _____ _____
(7) (略)	(5) (略)
(8) (略)	(6) (略)
(認知症対応型通所介護計画の作成)	(認知症対応型通所介護計画の作成)
第73条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第64条又は第68条の管理者をいう。以下この条_____において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。	第73条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第64条又は第68条の管理者をいう。以下この条<u>及び次条</u>において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。
2～7 (略)	2～7 (略)
(記録の整備)	(記録の整備)
第81条 (略)	第81条 (略)
2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 次条において準用する第22条	(2) 次条において準用する第22条

第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第72条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第30条の規定による市長への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第61条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録 (7) (略) (従業者の員数) 第84条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 次条において準用する第30条に規定する市長への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する第61条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録 (6) (略) (従業者の員数) 第84条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。
当該指定小規模多機能型居宅介護	当該指定小規模多機能型居宅介護

規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のある施設が併設されている場合	共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設		規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のある施設が併設されている場合	共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	職員
(略)			(略)		
7～13 (略)			7～13 (略)		
(管理者)			(管理者)		
第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務			第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のある施設が併設されている場合の項中		

_____に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第113条第3項、第114条、第194条第3項及び第195条において同じ。）として3

欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合は、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下_____同じ。）として3

年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第94条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

_____を行ってはならない。

(6) (略)

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第94条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(6) (略)

<u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u>	
<u>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u>	
(8) (略)	(7) (略)
(9) (略)	(8) (略)
<u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u>	
<u>第108条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u>	
(記録の整備)	(記録の整備)
第109条 (略)	第109条 (略)
2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない	2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない

らない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第94条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第30条の規定による市長への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(8) (略)
(管理者)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他₁の事業所、施設等_____

らない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第94条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第30条に規定する市長への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(8) (略)
(管理者)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他₂の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能

_____の職務に従事することが出来るものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、_____

_____当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第127条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事

業者は前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めが

型居宅介護事業所の職務に従事することが出来るものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第127条 (略)

[illegible]

<u>他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u>	
<u>7</u> (略)	<u>2</u> (略)
<u>8</u> (略) (記録の整備)	<u>3</u> (略) (記録の整備)
第129条 (略)	第129条 (略)
2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第117条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第119条第6項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第30条<u>の規定による</u>市長への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第42条	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第117条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第119条第6項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第30条<u>に規定する</u>市長への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第42条

第2項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第130条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第38条まで、第40条、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、第101条、第104条、<u>第106条及び第108条の2</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多	第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第130条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第38条まで、第40条、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、第101条、第104条及び第106条 _____ の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多
---	---

機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」とする。

(従業者の員数)

第132条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) (略)

8～10 (略)

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第151条において準用する第10

機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」とする。

(従業者の員数)

第132条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(3) (略)

8～10 (略)

<u>8条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u>	
<u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u>	
<u>イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u>	
<u>ウ 緊急時の体制整備</u>	
<u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u>	
<u>オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</u>	
<u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u>	
<u>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u>	
<u>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u>	
(管理者)	(管理者)

第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は

_____他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第149条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設
入居者生活介護事業者からの診療
の求めがあった場合において診療
を行う体制を、常時確保している

第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内

にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第149条 (略)

[illegible]

<u>こと。</u>	
3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。	
4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。	
5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	
6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。	
7 (略) (記録の整備)	2 (略) (記録の整備)

第150条 （略） 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) （略） (2) 第138条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第140条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第148条第3項<u>の規定による</u>結果等の記録 (5) 次条において準用する第30条<u>の規定による</u>市長への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第42条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録 (8) （略） （準用） 第151条 第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第	第150条 （略） 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) （略） (2) 第138条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第140条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第148条第3項<u>に規定する</u>結果等の記録 (5) 次条において準用する第30条<u>に規定する</u>市長への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第42条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録 (8) （略） （準用） 第151条 第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第
--	--

40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、第101条及び第108条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とする。

(従業者の員数)

第153条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、

40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで及び第101条_____の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とする。

(従業者の員数)

第153条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に定める職員により当該サ
テライト型居住施設の入所者の処遇
が適切に行われると認められるとき
は、これを置かないことができる。

(1) · (2) (略)

(3) 病院 栄養士又は_____管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

(4) (略)

9 ~ 17 (略)

(設備)

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 医務室 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

当該各号に定める職員により当該サ
テライト型居住施設の入所者の処遇
が適切に行われると認められるとき
は、これを置かないことができる。

(1) · (2) (略)

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(4) (略)

9~17 (略)

(設備)

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 医務室 医療法_____

_____第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) (略) 2 (略) (緊急時等の対応) 第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。 (管理者による管理) 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u> </u>他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従	(7)～(9) (略) 2 (略) (緊急時等の対応) 第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師<u> </u> <u> </u>との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> (管理者による管理) 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従
--	---

事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第179条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第177条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合

事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第179条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第177条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置について記録すること。

(協力病院等)

第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院

_____を
定めておかなければならない。_____

等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。	
(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	
(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。	
2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。	
3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。	
4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間	

で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	
5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。	
6 (略) (記録の整備)	2 (略) (記録の整備)
第178条 (略)	第178条 (略)
2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第157条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第30条の規定による市長への通知に係る記録	2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第157条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第30条に規定する市長への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録 (7) (略) (準用)	(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する 苦情の内容等の記録 (6) 前条第3項に規定する 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録 (7) (略) (準用)
第179条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15、<u>第61条の17第1項</u> から第4項まで及び第108条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあ	第179条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15及び第61条の17第1項から第4項まで _____ の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあ

るのは「第 8 章第 4 節」と、第61条の17第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」とする。

(勤務体制の確保等)

第189条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第191条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15、第61条の17第 1 項から第 4 項まで、第108条の 2、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第 1 項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の 2 第 2 項、第36条第 1 項並びに第42条の 2

るのは「第 8 章第 4 節」と、第61条の17第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」とする。

(勤務体制の確保等)

第189条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 (略)

(準用)

第191条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15、第61条の17第 1 項から第 4 項まで____、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第 1 項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条の 2 第 2 項、第36条第 1 項並びに第42条の 2

第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191

第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191

条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」とする。

(従業者の員数等)

第193条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」とする。

(従業者の員数)

第193条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は_____
他の事業所、施設等

____の職務に従事することができるものとする。

2 · 3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護
の具体的取扱方針)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を適切に行うものとする。

(2) ~ (6) (略)

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置

の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 · 3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護
の具体的取扱方針)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で

_____適切に
行うものとする。

(2) ~ (6) (略)

<u>を講じなければならない。</u>	_____
<u>ア 身体的拘束等の適正化のため</u>	_____
<u>の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3</u>	_____
<u>月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に</u>	_____
<u>周知徹底を図ること。</u>	_____
<u>イ 身体的拘束等の適正化のため</u>	_____
<u>の指針を整備すること。</u>	_____
<u>ウ 看護小規模多機能型居宅介護</u>	_____
<u>従業者に対し、身体的拘束等の</u>	_____
<u>適正化のための研修を定期的</u>	_____
<u>に実施すること。</u>	_____
<u>(8) (略)</u>	<u>(7) (略)</u>
<u>(9) (略)</u>	<u>(8) (略)</u>
<u>(10) (略)</u>	<u>(9) (略)</u>
<u>(11) (略)</u>	<u>(10) (略)</u>
<u>(12) (略)</u>	<u>(11) (略)</u>
(記録の整備)	(記録の整備)
第203条 (略)	第203条 (略)
2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 第199条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その	(3) 第199条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その

際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)・(5) (略) (6) 次条において準用する第22条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第30条<u>の規定による</u>市長への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第42条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録 (10) (略) (準用) 第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで、<u>第108条及び第108条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重	際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)・(5) (略) (6) 次条において準用する第22条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第30条<u>に規定する</u>市長への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第42条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録 (10) (略) (準用) 第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで<u>及び第108条</u>_____の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重
--	---

要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第91条及び第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」とする。

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この

要事項に関する規程」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第91条及び第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」とする。

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この

条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第14条第1項（第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び前条において準用する場合を含む。）、第117条第1項、第138条第1項及び第157条第1項（第191条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録_____ _____ _____ _____ _____により行うことができる。 2 （略）	条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第14条第1項（第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び前条において準用する場合を含む。）、第117条第1項、第138条第1項及び第157条第1項（第191条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。 2 （略）
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第11条第2項第2号及び第205条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

- 2 前項本文の規定にかかわらず、施行日から令和7年3月31日までの間にあつ

ては、改正後の第36条第3項（第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用される場合を含む。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間における改正後の第94条第7号及び第199条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは、「講じるよう努めなければならない」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の第108条の2（第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用される場合を含む。）の規定の適用については、第108条の2の規定中「しなければならない」とあるのは、「するよう努めなければならない」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の第174条第1項（第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければならない」とあるのは、「定めておくよう努めなければならない」とする。

議案第34号

長岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正について

長岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年長岡市条例第53号）を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
（管理者） 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 （略）	（管理者） 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内</u>にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 （略）

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第12条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第12条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す

る方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(揭示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介

る方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

_____をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(揭示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介

護事業者は、重要事項 を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第41条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第25条の規定による市長への通知に係る記録

護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第41条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第25条に規定する市長への通知に係る記録

(5) <u>第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> (6) <u>第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録</u> (7) (略) (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(9) (略) (10) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (11) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (12) (略) (13) (略) (14) (略) (15) (略) (16) <u>第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知</u>	(4) <u>第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> (5) <u>第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録</u> (6) (略) (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(9) (略) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) <u>第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知</u>
---	---

症対応型通所介護計画の変更について準用する。 (従業者の員数等) 第45条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。			症対応型通所介護計画の変更について準用する。 (従業者の員数) 第45条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。		
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設	介護職員	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設	介護職員
				(医療法（昭和23	
				年法律第205号）第	
				7条第2項第4号	
				に規定する療養病	
				床を有する診療所	
				であるものに限	
				る。）又は介護医療	
				院	
	又は介護医療院				

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務

第46条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密

2	(略)	2	(略)
3	<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> (3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u> <u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</u>		
第64条の2	<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置</u>		

等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第65条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第54条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第25条の規定による市長への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 事情において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

(記録の整備)

第65条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第54条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第25条に規定する市長への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 事情において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、_____

_____当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第84条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づ

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第84条 (略)

き協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同

条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。	
5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	
6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。	
7 (略)	2 (略)
8 (略) (記録の整備)	3 (略) (記録の整備)
第86条 (略)	第86条 (略)
2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略)	2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略)

(2) 第77条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第79条第2項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第25条<u>の規定による</u>市長への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第37条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条、<u>第62条及び第64条の2</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号	(2) 第77条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第79条第2項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第25条<u>に規定する</u>市長への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第37条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条<u>及び第62条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号
--	--

及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」とする。

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条

及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」とする。

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条

第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録_____ _____ _____ _____ _____により行うことができる。 2 (略)	第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第12条第2項第2号及び第92条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

- 2 前項本文の規定にかかわらず、施行日から令和7年3月31日までの間にあっては、改正後の第33条第3項(第66条及び第87条において準用される場合を含む。)の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間における改正後の第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは、「講じるよう努めなければならない」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の第64条の2(第87条において準用される場合を含む。)の規定の適用については、第64条の2の規定中「しなければならない」とあるのは、「するよう努めなければならない」とする。

議案第35号

長岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

長岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年長岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
（基本方針）	（基本方針）
第4条 （略）	第4条 （略）
2・3 （略）	2・3 （略）
4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「 <u>地域包括支援センター</u> 」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の	4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター_____、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の

17第1項第1号に規定する指定特定
相談支援事業者等との連携に努めな
ければならない。

5・6 (略)

(従業者の員数)

第5条 (略)

2 前項に規定する員数の基準は、利
用者の数（当該指定居宅介護支援事
業者が指定介護予防支援事業者の指
定を併せて受け、又は法第115条の2
3第3項の規定により地域包括支援
センターの設置者である指定介護予
防支援事業者から委託を受けて、当
該指定居宅介護支援事業所において
指定介護予防支援（法第58条第1項
に規定する指定介護予防支援をい
う。以下この項及び第16条第29号に
おいて同じ。）を行う場合にあって
は、当該事業所における指定居宅介
護支援の利用者の数に当該事業所に
おける指定介護予防支援の利用者の
数に3分の1を乗じた数を加えた
数。次項において同じ。）が44又は
その端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居
宅介護支援事業所が、公益社団法人
国民健康保険中央会（昭和34年1月
1日に社団法人国民健康保険中央会
という名称で設立された法人をい
う。）が運用及び管理を行う指定居
宅介護支援事業者及び指定居宅サー
ビス事業者等の使用に係る電子計算

17第1項第1号に規定する指定特定
相談支援事業者等との連携に努めな
ければならない。

5・6 (略)

(従業者の員数)

第5条 (略)

2 前項に規定する員数の基準は、利
用者の数が35

又は
その端数を増すごとに1とする。

機と接続された居宅サービス計画の
情報の共有等のための情報処理シス
テムを利用し、かつ、事務職員を配
置している場合における第 1 項に規
定する員数の基準は、利用者の数が4
9又はその端数を増すごとに 1 とす
る。

(管理者)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が_____他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針（第16条において「基本方針」という。）及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めるこ

(管理者)

第 6 条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ_____、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針（第16条において「基本方針」という。）及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めるこ

[illegible]

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス

[illegible]

事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、利用
申込者又はその家族からの申出があ
った場合には、第1項の規定による
文書の交付に代えて、第8項で定め
るところにより、当該利用申込者又
はその家族の承諾を得て、当該文書
に記すべき重要事項を電子情報処理
組織を使用する方法その他の情報通
信の技術を利用する方法であって次
に掲げるもの（以下この条において
「電磁的方法」という。）により提
供することができる。この場合にお
いて、当該指定居宅介護支援事業者
は、当該文書を交付したものとみな
す。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 (略)

3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、利用
申込者又はその家族から 申出があ
った場合は 、第1項の規定による
文書の交付に代えて、第7項で定め
るところにより、当該利用申込者又
はその家族の承諾を得て、当該文書
に記すべき重要事項を電子情報処理
組織を使用する方法その他の情報通
信の技術を利用する方法であって次
に掲げるもの（以下この条において
「電磁的方法」という。）により提
供することができる。この場合にお
いて、当該指定居宅介護支援事業者
は、当該文書を交付したものとみな
す。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・
ロムその他これらに準ずる方法に
より一定の事項を確実に記録して
おくことができる物

をもって調製
するファイルに第 1 項に規定する
重要事項を記録したものを交付す
る方法

5 (略)

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

9 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち、指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

的拘束等」という。)を行っては
ならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行
う場合には、その態様及び時間、
その際の利用者の心身の状況並び
に緊急やむを得ない理由を記録し
なければならない。

(3)～(14) (略)

(15) 介護支援専門員は、モニタリ
ングに当たっては、利用者及びそ
の家族、指定居宅サービス事業者
等との連絡を継続的に行うことと
し、特段の事情のない限り、次に
定めるところにより行わなければ
ならない。

ア 少なくとも1月に1回_____
_____,利用者に面接
すること。

イ アの規定による面接は、利用
者の居宅を訪問することによっ
て行うこと。ただし、次のいず
れにも該当する場合であって、
少なくとも2月に1回、利用者
の居宅を訪問し、利用者に面接
するときは、利用者の居宅を訪
問しない月においては、テレビ
電話装置等を活用して、利用者
に面接することができるものと
する。

(ア) テレビ電話装置等を活用
して面接を行うことについ
て、文書により利用者の同意

(3)～(14) (略)

(15) 介護支援専門員は、モニタリ
ングに当たっては、利用者及びそ
の家族、指定居宅サービス事業者
等との連絡を継続的に行うことと
し、特段の事情のない限り、次に
定めるところにより行わなければ
ならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用
者の居宅を訪問し、利用者に面接
すること。

を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ (略)

(16) ~ (28) (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者は、
法第115条の23第3項の規定に基
づき、地域包括支援センターの設
置者である指定介護予防支援事業
者から指定介護予防支援の業務の
委託を受けるに当たっては、その
業務量等を勘案し、当該指定居宅
介護支援事業者が行う指定居宅介
護支援の業務が適正に実施できる
よう配慮しなければならない。

(30) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、

イ (略)

(16) ~ (28) (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者は、
法第115条の23第3項の規定に基づき、

指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、

指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（記録の整備）

第32条 （略）

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第19条の規定による市長への通知に係る記録

指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（記録の整備）

第32条 （略）

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) 第19条に規定する 市長への通知に係る記録

(5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録 (電磁的記録等) 第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 _____ _____ _____ _____ _____により行うことができる。 2 (略)	(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録 (電磁的記録等) 第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2 (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、第7条第5項第2号及び第34条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

- 2 前項本文の規定にかかわらず、施行日から令和7年3月31日までの間にあっては、改正後の第25条第3項（第33条において準用される場合を含む。）の規定は適用しない。

議案第36号

長岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正について

長岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成26年長岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
（従業者の員数） 第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所</u> _____ ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必</u>	（従業者の員数） 第5条 _____ _____指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。） _____ ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 _____ _____ _____

要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

(管理者)

第6条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすること

(管理者)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する

管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

ができる。	_____
4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	_____ _____ _____
(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合	_____ _____
(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）	_____ _____ _____
（内容及び手続の説明及び同意）	（内容及び手続の説明及び同意）
第7条 （略）	第7条 （略）
2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。	2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ_____、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合に	3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合に

は、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。

以下この章及び次章において同じ。）

の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付す

は、担当職員_____

の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

_____をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する

る方法 5～8 (略) (利用料等の受領) 第13条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置	方法 5～8 (略) (利用料等の受領) 第13条 (略) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (保険給付の請求のための証明書の交付) 第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条_____の利用料の支払を受けた場合は____、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 _____
--	---

者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則_____第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定（第33条第29号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項_____を記載した書面を当

_____指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定_____を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当

該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。	該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。
3 <u>指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u>	
(記録の整備)	(記録の整備)
第31条 (略)	第31条 (略)
2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳	(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア～ウ (略)	ア～ウ (略)
エ <u>第33条第15号の規定による</u>評価の結果の記録	エ <u>第33条第15号に規定する</u> 評価の結果の記録
オ (略)	オ (略)
(3) <u>第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>	

特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回_____

_____, 利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ている

特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が満了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(29) <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u> (電磁的記録等) 第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている<u>又は</u> <u>想定されるもの</u>（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 _____ _____ _____ _____ _____により行うことができる。 2 (略)	_____ _____ _____ _____ _____ (電磁的記録等) 第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、<u>又は</u><u>想定されるもの</u>（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。 2 (略)
--	--

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第 7 条第 4 項第 2 号及び第 36 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 前条本文の規定にかかわらず、施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの間にあっては、改正後の第 24 条第 3 項（第 35 条において準用される場合を含む。）の規定は、適用しない。

議案第37号

長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

廃棄物運搬用パイプライン施設等の廃止に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
 長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 9 年長岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後	改正前																		
（事業系廃棄物の排出方法等） <u>第16条</u> （略） 別表第 5 （第33条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>第 1 公衆便所</td><td><u>長岡市台町 2 丁目</u> <u>820番地 9</u></td></tr> <tr> <td>第 2 公衆便所</td><td><u>長岡市宮内 3 丁目</u> <u>2622番地 1</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置	第 1 公衆便所	<u>長岡市台町 2 丁目</u> <u>820番地 9</u>	第 2 公衆便所	<u>長岡市宮内 3 丁目</u> <u>2622番地 1</u>					<u>（廃棄物運搬用パイプライン施設による排出）</u> <u>第16条 廃棄物運搬用パイプライン施設を利用して一般廃棄物を排出しようとする者は、前条第 3 項の規定にかかわらず、市長が別に定める排出の方法を遵守しなければならない。</u> （事業系廃棄物の排出方法等） <u>第16条の 2</u> （略） 別表第 5 （第33条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>第 1 公衆便所</td><td><u>長岡市柳原町 1 番</u> <u>地 6</u></td></tr> <tr> <td>第 2 公衆便所</td><td><u>長岡市呉服町 2 丁</u> <u>目 1 番地23</u></td></tr> <tr> <td>第 3 公衆便所</td><td><u>長岡市台町 2 丁目</u> <u>820番地 9</u></td></tr> </table>	名称	位置	第 1 公衆便所	<u>長岡市柳原町 1 番</u> <u>地 6</u>	第 2 公衆便所	<u>長岡市呉服町 2 丁</u> <u>目 1 番地23</u>	第 3 公衆便所	<u>長岡市台町 2 丁目</u> <u>820番地 9</u>
名称	位置																		
第 1 公衆便所	<u>長岡市台町 2 丁目</u> <u>820番地 9</u>																		
第 2 公衆便所	<u>長岡市宮内 3 丁目</u> <u>2622番地 1</u>																		
名称	位置																		
第 1 公衆便所	<u>長岡市柳原町 1 番</u> <u>地 6</u>																		
第 2 公衆便所	<u>長岡市呉服町 2 丁</u> <u>目 1 番地23</u>																		
第 3 公衆便所	<u>長岡市台町 2 丁目</u> <u>820番地 9</u>																		

		第4 公衆便所	長岡市宮内3丁目
			2622番地1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第38号

長岡市営住宅条例の一部改正について

長岡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

優先的な入居を認めるDV被害者の対象拡大等について、所要の改正を行うもの

長岡市営住宅条例の一部を改正する条例

長岡市営住宅条例(平成9年長岡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
（入居者の資格） 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第1号）の条件を具備する者でなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者等を含む。<u>以下同じ。</u>）であること。 (4)・(5) (略) 2～5 (略) （老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者） 第6条の3 前条に規定する老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	（入居者の資格） 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第1号）の条件を具備する者でなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者等を含む。<u>以下同じ。</u>）があること。 (4)・(5) (略) 2～5 (略) （老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者） 第6条の3 前条に規定する老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(7) (略) (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の<u>一時保護、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の婦人保護施設における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u> イ・ウ (略)	(1)～(7) (略) (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の<u>規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による</u> _____保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ・ウ (略)
---	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第39号

長岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

長岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

長岡市空家等の適切な管理に関する条例（平成29年長岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
（所有者等の責務） 第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように自らの責任において<u>適切に管理し、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u> （情報提供） 第5条 適切な管理が行われていない空家等を発見した者は、<u>市</u>にその情報（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報を含む。）を提供するものとする。 <u>（管理不全空家等に係る通知）</u> 第6条 <u>市長は、空家等が管理不全空家等であると認める場合は、その旨を当該空家等の所有者等に通知する</u>	（所有者等の責務） 第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように自らの責任において<u>適切な管理をしなければならない。</u> （情報提供） 第5条 適切な管理が行われていない空家等を発見した者は、<u>市長</u>にその情報（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報を含む。）を提供するものとする。

ものとする。	_____
2 前項の通知は、当該空家等について法第13条第1項の規定に基づく指導を行う場合は、当該指導の前に行うものとする。	_____ _____ _____
3 市長は、第1項の通知に係る空家等が管理不全空家等に当たらなくなった場合は、その旨を当該空家等の所有者等に通知するものとする。 (特定空家等に係る通知)	_____ _____ _____ (特定空家等に係る通知)
第7条 市長は、空家等が<u>特定空家等</u>であると ____認めるときは、その旨を当該空家等の所有者等に通知するものとする。	第6条 市長は、空家等が<u>市長が別に定める特定空家等の基準に該当する</u>と認めるときは、その旨を当該空家等の所有者等に通知するものとする。
2 前項の通知は、当該空家等について法第22条第1項の規定に基づく助言又は指導を行う場合は、当該助言又は指導の前に行うものとする。	_____ _____ _____
3 市長は、第1項の通知に係る空家等が<u>特定空家等に当たらなくなった</u>場合は ____、その旨を当該特定空家等の所有者等に通知するものとする。 (勧告前の手続)	2 市長は、<u>特定空家等の所有者等が必要な措置を講じ、その状態が改善され、前項の基準に該当しなくなった</u>と認めるときは、その旨を当該特定空家等の所有者等に通知するものとする。 (勧告前の手続)
第8条 市長は、<u>法第13条第2項又は法第22条第2項</u>の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る<u>管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。</u>	第7条 市長は、<u>法第14条第2項</u> _____の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る _____ 特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。

(緊急安全措置)

第9条 市長は、空家等に関し、人の生命、身体又は財産に生じる危険を緊急に回避する必要があると認めるときは、当該空家等について、所有者等の同意を得て、当該危険を回避するために必要と認める最低限度の措置を講ずることができる。この場合において、市長は、当該措置を行うために要した費用を当該所有者等から徴収するものとする。

2 市長は、前項の規定による所有者等の同意を得られなかった空家等について、当該空家等をそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態が急迫しており、直ちに人の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがある場合で、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、最も適切な方法により当該危険を回避するための必要最低限度の措置を行うことができる。この場合において、市長は、当該措置を行うために要した費用を当該所有者等に請求するものとする。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、特定空家等に関し緊急に危険を

_____回避する必要があると認めるときは、当該特定空家等について、所有者等の同意を得て、当該危険を回避するために必要と認める最低限度の措置を講ずることができる。この場合において、市長は、当該措置を行うために要した費用を当該所有者等から徴収するものとする。

2 市長は、前項の規定による所有者等の同意を得られなかった特定空家等について、当該特定空家等をそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態が急迫しており、直ちに市民等に_____に重大な危害を及ぼすおそれがある場合で、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、最も適切な方法により当該危険を回避するための必要最低限度の措置を行うことができる。この場合において、市長は、当該措置を行うために要した費用を当該所有者等に請求するものとする。

_____(不在者等に対する管理人の選任の請求)

第9条 市長は、特定空家等の全部又は一部の所有者等について民法（明治29年法律第89号）第25条第1項又は第26条の規定により同項に規定す

_____ _____ _____ _____	<u>る管理人を選任することができる場合は、当該管理人の選任を請求することができる。同法第25条第2項に規定する請求も、同様とする。</u>
_____ _____ _____ _____ _____ _____	<u>2 市長は、特定空家等の全部又は一部が民法第951条に規定する相続人があることが明らかでない相続財産に属する場合は、当該相続財産について、同法第952条第1項に規定する相続財産の管理人の選任を請求することができる。</u>
(関係機関との連携) 第10条 市長は、<u>空家等</u> _____による危険を回避するために必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する関係機関に必要な協力を求めることができる。	(関係機関との連携) 第10条 市長は、<u>特定空家等</u>による危険を回避するために必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する関係機関に必要な協力を求めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

長岡市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について

長岡市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

長岡市法定外公共物の管理に関する条例（平成14年長岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後				改正前					
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）					
種類		単位	料金 (円)	種類		単位	料金 (円)		
(略)				(略)					
採取料	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>175</u>	採取料	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>160</u>
		長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	1個	<u>65</u>			長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	1個	<u>60</u>
		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1個	<u>130</u>			長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1個	<u>120</u>
		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	1個	<u>3,940</u>			長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	1個	<u>3,610</u>
		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	1個	<u>7,895</u>			長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	1個	<u>7,230</u>

	ートル以上120センチメートル未満のもの				ートル以上120センチメートル未満のもの		
	長径120センチメートル以上のもの	1個	7,895円 に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに789円を加算した額		長径120センチメートル以上のもの	1個	7,230円 に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに723円を加算した額
	砂利	1立方メートル	195		砂利	1立方メートル	180
	かき 掻込砂利	1立方メートル	175		かき 掻込砂利	1立方メートル	160
	土砂	1立方メートル	150		土砂	1立方メートル	140
備考（略）				備考（略）			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後に徴収すべき採取料について適用し、施

行日の前日までに徴収すべき採取料については、なお従前の例による。

議案第41号

長岡市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

長岡市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

道路構造令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例
 長岡市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年長岡市条例第54号）
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）
 及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下
 「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分
 に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に
 加えるものとする。

改正後	改正前
（車線等） 第4条 車道（副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。 2～4 （略） 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道<u>（自転車通行帯を除く。）</u>の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部^{さく}を設ける場合においては、3メートルとすることができる。 （副道） 第6条 （略） 2 副道<u>（自転車通行帯を除く。）</u>の	（車線等） 第4条 車道（副道、停車帯_____その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。 2～4 （略） 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部^{さく}を設ける場合においては、3メートルとすることができる。 （副道） 第6条 （略） 2 副道_____の

幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(停車帯)

第8条 (略)

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通
量が多い第3種又は第4種の道路
(自転車道を設ける道路を除く。)
には、車道の左端寄り(停車帯を設
ける道路にあっては、停車帯の右側。
次項において同じ。)に自転車通行
帯を設けるものとする。ただし、地
形の状況その他の特別の理由により
やむを得ない場合においては、この
限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若し
くは第4種の道路又は自動車及び歩
行者の交通量が多い第3種若しくは
第4種の道路(自転車道を設ける道
路及び前項に規定する道路を除く。)
には、安全かつ円滑な交通を確保す
るため自転車の通行を分離する必要
がある場合においては、車道の左端
寄りに自転車通行帯を設けるものと
する。ただし、地形の状況その他の
特別の理由によりやむを得ない場合
においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メー
トル以上とするものとする。ただし、
地形の状況その他の特別の理由によ
りやむを得ない場合においては、1
メートルまで縮小することができ

幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(停車帯)

第8条 (略)

る。	_____
4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。	_____
(自転車道)	(自転車道)
第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種_____又は第4種_____の道路_____には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路_____ (前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
3～5 (略)	3～5 (略)
(自転車歩行者道)	(自転車歩行者道)
第11条 自動車の交通量が多い第3種	第11条 自動車の交通量が多い第3種

又は第4種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 （略）

（歩道）

第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 （略）

（待避所）

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) （略）

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、5メ

又は第4種の道路（自転車道_____を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 （略）

（歩道）

第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道_____を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 （略）

（待避所）

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) （略）

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道_____の幅員は、5メ

ートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(小区間等の改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間等について改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項、第6項及び第7項、第6条、第7条第2項及び第4項、第8条、第8条の2第3項、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項、第26条第1項及び第2項、第27条、第29条、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(歩行者専用道路)

第43条 (略)

(歩行者利便増進道路)

第43条の2 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自

ートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等_____、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(小区間等の改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間等について改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項、第6項及び第7項、第6条、第7条第2項及び第4項、第8条_____、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項、第26条第1項及び第2項、第27条、第29条、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(歩行者専用道路)

第43条 (略)

転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。	_____ _____ _____
2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____
3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の本市が管理する第3種又は第4種の県道及び市道については、改正後の第8条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第42号

長岡市道路占用料徴収条例の一部改正について

長岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

長岡市道路占用料徴収条例（昭和40年長岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	<u>590</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	<u>540</u>
	第2種電柱		<u>900</u>	第2種電柱	<u>830</u>		
	第3種電柱		<u>1,200</u>	第3種電柱	<u>1,100</u>		
	第1種電話柱		<u>530</u>	第1種電話柱	<u>480</u>		
	第2種電話柱		<u>840</u>	第2種電話柱	<u>770</u>		
	第3種電話柱		<u>1,200</u>	第3種電話柱	<u>1,100</u>		
	その他の柱類		<u>53</u>	その他の柱類	<u>48</u>		
	(略)			(略)			
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>510</u>	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>470</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>320</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>290</u>	
	変圧塔その他	1個につき	<u>1,100</u>	変圧塔その他	1個につき	<u>960</u>	

		これに類する もの及び公衆 電話所	つき 1年				
		郵便差出箱及 び信書便差出 箱			440		
		(略)					
		その他のもの	占用面 積1平 方メー トルに つき 1年		1,100		
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.15メ ートル未満の もの	長さ1 メートルに つ		47		
		外径が0.15メ ートル以上0.2 メートル未満 のもの	き1 年		63		
		外径が0.2メー トル以上0.4メ ートル未満の もの			130		
		外径が0.4メー トル以上1メー ートル未満の もの			320		
		外径が1メー トル以上のも の			630		
法第32	法第32	(略)	長さ1	(略)			
		これに類する もの及び公衆 電話所	つき 1年				
		郵便差出箱及 び信書便差出 箱			400		
		(略)					
		その他のもの	占用面 積1平 方メー トルに つき 1年		960		
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.15メ ートル未満の もの	長さ1 メートルに つ		43		
		外径が0.15メ ートル以上0.2 メートル未満 のもの	き1 年		58		
		外径が0.2メー トル以上0.4メ ートル未満の もの			120		
		外径が0.4メー トル以上1メー ートル未満の もの			290		
		外径が1メー トル以上のも の			580		
法第32	法第32	(略)	長さ1	(略)			

条第1項第3号に掲げる施設	動運行補助施設	2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの	メートルにつき1年	11	条第1項第3号に掲げる施設	動運行補助施設	2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの	メートルにつき1年	10
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	840			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	770
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	530			その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	480
			地下に設ける	トルにつき	320				地下に設ける	トルにつき	290

		もの	1 年				もの	1 年	
		その他のもの		1,100			その他のもの		960
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年			1,100	法第32条第1項第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年			960
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			940		上空に設ける通路			970
	地下に設ける通路			560		地下に設ける通路			580
	その他のもの			1,100		その他のもの			960
(略)					(略)				
政令第7条第1号に掲げる物件	(略)	標識	1本につき1年	840	政令第7条第1号に掲げる物件	(略)	標識	1本につき1年	770
	(略)	アーチ	(略)	(略)		(略)	アーチ	(略)	(略)
		その他	1基につき1月	940			その他	1基につき1月	970
政令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき1年			1,100	政令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき1年			960

政令第7条第3号に掲げる施設		方メートルにつき1年	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額	政令第7条第3号に掲げる施設		方メートルにつき1年	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
(略)		占用面積1平方メートルにつき1月	(略)	(略)		占用面積1平方メートルにつき1月	(略)
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		方メートルにつき1月	<u>110</u>	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		方メートルにつき1月	<u>96</u>

政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		つき1年	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		つき1年	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	地ト(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額		地ト(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに <u>0.025</u> を	Aに <u>0.033</u> を		その他のもの		Aに <u>0.033</u> を	

政令第7条第9号に掲げる施設	建築物 その他のもの
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
政令第7条第12号に掲げる器具	

乗じて得た額
Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.025</u> を

政令第7条第9号に掲げる施設	建築物 その他のもの
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
政令第7条第12号に掲げる器具	

乗じて得た額
Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
Aに <u>0.033</u> を

		乗じて 得た額			乗じて 得た額
政令第 7条第 13号に 掲げる 施設	トンネルの上 又は自動車専 用道路（高架の ものに限る。） の路面下に設 けるもの	Aに <u>0. 015</u> を 乗じて 得た額	政令第 7条第 13号に 掲げる 施設	トンネルの上 又は自動車専 用道路（高架の ものに限る。） の路面下に設 けるもの	Aに <u>0. 016</u> を 乗じて 得た額
	上空に設ける もの	Aに <u>0. 022</u> を 乗じて 得た額		上空に設ける もの	Aに <u>0. 023</u> を 乗じて 得た額
	その他のもの	Aに <u>0. 031</u> を 乗じて 得た額		その他のもの	Aに <u>0. 033</u> を 乗じて 得た額
備考（略）			備考（略）		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

議案第43号

長岡市自転車駐車場条例の一部改正について

長岡市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

寺泊駅前自転車駐車場の位置を変更するもの

長岡市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

長岡市自転車駐車場条例（平成18年長岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。		第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
長岡市寺泊駅前自転車駐車場	長岡市寺泊竹森103 9番地17	長岡市寺泊駅前自転車駐車場	長岡市寺泊竹森161 6番地 3
(略)		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

長岡市水道条例の一部改正について

長岡市水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市水道条例の一部を改正する条例

長岡市水道条例（平成10年長岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
（水道技術管理者の資格） 第17条の3 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 2 (略)	（水道技術管理者の資格） 第17条の3 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 2 (略)

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者は、改正後の第17条の3第1項第6号の規定による国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者とみなす。

議案第45号

市道路線の認定、変更及び廃止について

市道路線を次のとおり認定、変更及び廃止する。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

認 定 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
1002号線	信濃二丁目903番1地先		6.0～10.4	図 1 ア～イ
	信濃二丁目962番地先		123.4	
富曽亀338号線	稲葉町字深池580番 5 地先		8.0～15.1	図 3 ア～イ
	稲保二丁目573番41地先		140.4	
富曽亀339号線	稲葉町字筆免533番29地先		7.0～14.1	図 3 ウ～エ
	稲葉町字深池580番21地先		54.7	
富曽亀340号線	稲葉町字諏訪田425番23地先		7.0～14.1	図 3 オ～カ
	稲葉町字深池580番12地先		207.0	
富曽亀341号線	稲葉町字筆免533番20地先		7.0～14.1	図 3 キ～ク
	稲保二丁目541番16地先		107.1	
富曽亀342号線	稲葉町字深池580番35地先		7.0～14.1	図 3 ケ～コ
	稲葉町字深池580番31地先		69.2	
富曽亀343号線	稲葉町字筆免533番32地先		7.0～14.1	図 3 サ～シ
	稲葉町字筆免533番25地先		103.5	
富曽亀344号線	稲葉町字諏訪田425番36地先		7.0～14.1	図 3 ス～セ
	稲葉町字筆免533番21地先		145.2	
富曽亀345号線	稲葉町字江マダキ509番20地先		7.0～14.2	図 3 ソ～タ
	稲葉町字江マダキ509番12地先		70.2	
富曽亀346号線	稲葉町字江マダキ509番15地先		7.0～14.1	図 3 チ～ツ
	稲葉町字諏訪田425番26地先		70.3	

認 定 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
富曽亀347号線	稲葉町字諏訪田425番30地先		7.0～14.1	図3 テ～ト
	稲葉町字諏訪田425番27地先		38.9	
富曽亀348号線	稲葉町字江マダキ509番45地先		4.0	図3 ナ～ニ
	稲葉町字諏訪田425番47地先		26.3	
富曽亀349号線	稲葉町字江マダキ509番41地先		4.0	図3 ヌ～ネ
	稲保二丁目433番36地先		29.8	

変 更 調 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	山通41号線	長倉町字砂田268番1地先		3.2～9.0	図2 ア～イ
		長倉町字砂田293番1地先		209.3	
新	山通41号線	長倉二丁目268番3地先		3.2～10.4	図2 ア～ウ (201.7m延長)
		長倉二丁目393番1地先		411.0	
旧	山通42号線	長倉町字砂田282番1地先		6.0～8.0	図2 エ～オ
		長倉町字砂田292番3地先		156.4	
新	山通42号線	長倉二丁目282番1地先		6.0～8.0	図2 エ～カ (39.8m延長)
		長倉二丁目299番地先		196.2	
旧	富曽亀333号線	稲葉町字木ノ下337番1地先		12.3～15.9	図3 ノ～ハ
		稲葉町字諏訪田425番3地先		129.4	
新	富曽亀333号線	稲葉町字木ノ下337番1地先		12.3～19.7	図3 ノ～ヒ (255.2m延長)
		稲葉町字鷺作676番4地先		384.6	

廃 止 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
富曽亀293号線	稲葉町字鷺作676番 2 地先		2.2～5.5	図 3 フ～ヘ
	稲葉町字前田274番 2 地先		445.8	

議案第46号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
米百俵プレイ ス東館建築工 事	既存棟 鉄筋コンクリート・鉄骨鉄 筋コンクリート造り地上7 階地下1階建て(11,685m²) 耐震補強、内外装の全面 改修、一部除却等 パッサージュ棟 鉄骨造り5階建て(1,900m²) 増築 連絡棟 鉄筋コンクリート造り3階 建て(415m²) 増築 B-Cブリッジ棟 鉄骨造り平家建て (34m²) 増築	5,830,000,000円	新潟市中央区八千代 二丁目4番8号 清水・加賀田・大 石米百俵プレイ ス東館建築特定共同 企業体

議案第47号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
米百俵プレイ ス東館電気設 備工事	電気設備工事 一式	1,076,900,000円	長岡市新産3丁目 6番地14 宮下電設・大原電 業・石崎防災電設 米百俵プレイス東 館電気設備特定共 同企業体

議案第48号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
米百俵プレイ ス東館機械設 備工事	機械設備工事 一式	1,738,000,000円	長岡市石動南町 40番地5 昱工業・越後交通 工業・拓越米百俵 プレイス東館機械 設備特定共同企業 体

議案第49号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
日越小学校校舎等大規模改造工事	校舎 鉄筋コンクリート造り3階建て（1,658m ² ） 屋上防水、外壁、内装改修 特別教室棟 鉄筋コンクリート造り3階建て（1,477m ² ） 屋上防水改修 渡り廊下棟 鉄筋コンクリート造り平家建て（28m ² ） 屋上防水改修 教室棟 鉄筋コンクリート造り3階建て（701m ² ） 屋上防水改修	変更前 240,130,000円 変更後 254,746,800円	長岡市寺泊上田町 9769番地61 寺泊産業・中元組 ・松井組日越小学校校舎等大規模改造特定共同企業体

議案第50号

特定事業契約の締結について

次のとおり契約を変更する。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

事業名	事業内容	契約金額	契約期間	契約の相手方
長岡市中之島新ごみ処理施設整備事業	中之島新ごみ処理施設の設計及び建設並びに運営及び維持管理	変更前 次の1及び2の合計額 1 設計及び建設業務に係る金額 13,534,620,121円 2 運営及び維持管理業務に係る金額 6,545,857,514円 に物価変動、受入ごみの処理量の変動及び売電電力料の変動等による増減額を加えた額 変更後 次の1及び2の合計額 1 設計及び建設業務に係る金額 14,253,600,691円 2 運営及び維持管理業務に係る金額 6,545,857,514円 に物価変動、受入ごみの処理量の変動及び売電電力料の変動等による増減額を加えた額	令和2年3月26日から令和21年3月31日まで	長岡市城岡2丁目8番1号 長岡環境テクノロジー株式会社

議案第51号

財産の処分について

次のとおり財産を処分する。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

1 財産の表示

所在地	地番		区分	種目	数量
長岡市柿町字仲ノ坪	1283	1のうち	土地	牧場	32,004.21m ²
長岡市柿町字平沢	1597	1のうち	〃	〃	103,521.66m ²
〃	1634	のうち	〃	〃	1,149.86m ²
長岡市柿町字才ノ神平	1780	のうち	〃	〃	52,073.69m ²
〃	1795	のうち	〃	〃	91,524.01m ²
合計	5筆				280,273.43m ²

2 処分の目的

旧市営牧場敷地を売却するため

3 処分予定価格

48,330,000円

4 契約の相手方

新潟県阿賀野市保田5597番地

株式会社 圓山

議案第52号

小千谷市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について

長岡市及び小千谷市の間において平成21年12月21日に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を次のとおり変更するため、長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例（平成21年長岡市条例第38号）の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

平成21年12月21日付けで長岡市（以下「甲」という。）と小千谷市（以下「乙」という。）との間に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第2号ウの項をエの項とし、同号イの項の次に次のように加える。

ウ 地域内外の住民との交流・移住促進

移住・定住の促進

(ア) 取組の内容

合同で移住セミナーや情報発信、移住者交流会等を実施することにより、移住者の選択肢が広がり、多くの移住希望者と最初の接点を持つことで、圏域への移住者の拡大を図り、移住後の孤立化の抑制と定住化を促進する。

(イ) 甲の役割

乙と連携し、移住セミナーや相談会、移住者交流会等の事業を企画し、実施するほか、その情報の共有や発信を行う。

(ウ) 乙の役割

甲と連携し、移住セミナーや相談会、移住者交流会等の事業を企画し、実施するほか、その情報の共有や発信を行う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長 岡 市
長 岡 市 長

乙 小 千 谷 市
小 千 谷 市 長

議案第53号

見附市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について

長岡市及び見附市の間において平成21年12月21日に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を次のとおり変更するため、長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例（平成21年長岡市条例第38号）の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

平成21年12月21日付けで長岡市（以下「甲」という。）と見附市（以下「乙」という。）との間に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第2号ウの項をエの項とし、同号イの項の次に次のように加える。

ウ 地域内外の住民との交流・移住促進

移住・定住の促進

(ア) 取組の内容

合同で移住セミナーや情報発信、移住者交流会等を実施することにより、移住者の選択肢が広がり、多くの移住希望者と最初の接点を持つことで、圏域への移住者の拡大を図り、移住後の孤立化の抑制と定住化を促進する。

(イ) 甲の役割

乙と連携し、移住セミナーや相談会、移住者交流会等の事業を企画し、実施するほか、その情報の共有や発信を行う。

(ウ) 乙の役割

甲と連携し、移住セミナーや相談会、移住者交流会等の事業を企画し、実施するほか、その情報の共有や発信を行う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長 岡 市
長 岡 市 長

乙 見 附 市
見 附 市 長

議案第54号

出雲崎町との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について

長岡市及び出雲崎町の間において平成21年12月21日に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を次のとおり変更するため、長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例（平成21年長岡市条例第38号）の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

平成21年12月21日付けで長岡市（以下「甲」という。）と出雲崎町（以下「乙」という。）との間に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第2号ウの項をエの項とし、同号イの項の次に次のように加える。

ウ 地域内外の住民との交流・移住促進

移住・定住の促進

(ア) 取組の内容

合同で移住セミナーや情報発信、移住者交流会等を実施することにより、移住者の選択肢が広がり、多くの移住希望者と最初の接点を持つことで、圏域への移住者の拡大を図り、移住後の孤立化の抑制と定住化を促進する。

(イ) 甲の役割

乙と連携し、移住セミナーや相談会、移住者交流会等の事業を企画し、実施するほか、その情報の共有や発信を行う。

(ウ) 乙の役割

甲と連携し、移住セミナーや相談会、移住者交流会等の事業を企画し、実施するほか、その情報の共有や発信を行う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長 岡 市
長 岡 市 長

乙 出 雲 崎 町
出 雲 崎 町 長

議案第55号

公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、長岡地域定住自立圏を構成する長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間で平成22年3月26日に締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定書

平成22年3月26日付けで長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間において締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、この協定による変更後の別表運動施設の表の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別表運動施設の表長岡市の項中

「 | 長岡市寺泊体育館 | 長岡市寺泊上田町7695番地1 | 」を削り、同表小千谷市の項中「 | 南部スポーツ広場 | 小千谷市真人町丁658番地1 | 」を
「 | 南部スポーツ広場 | 小千谷市真人町丁658番地1 |
| 信濃川河川公園 | 小千谷市東栄2丁目乙1716番地2 | 」に改める。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、構成市町がそれぞれ記名押印の上、各自1通保有するものとする。

令和 年 月 日

長岡市長

小千谷市長

見附市長

出雲崎町長

議案第56号

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、長岡市及び三条市の間で平成29年3月30日に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部
を変更する協定書

平成29年3月30日付けで長岡市（以下「甲」という。）と三条市（以下「乙」という。）との間に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は同年7月20日から適用する。

第1条 別表運動施設の表の一部を次のように変更する。

別表運動施設の表長岡市の項中

「 | 長岡市寺泊体育館 | 長岡市寺泊上田町7695番地1 | 」を削る。

第2条 別表集会・文化施設の表の一部を次のように変更する。

別表集会・文化施設の表三条市の項中

「 | 三条市三条東公民館 | 三条市興野一丁目13番70号 | 」を
「 | 三条市三条東公民館 | 三条市興野一丁目13番70号 |
| 三条市歴史民俗産業資料館別館 | 三条市元町1番6号 | 」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

長岡市長

三条市長

議案第57号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市小国診療所
指定する団体	医療法人崇徳会
指定の期間	令和6年10月1日から令和17年3月31日まで

報告第 1 号

長岡市国民保護計画の報告について

長岡市国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第 8 項本文の規定により準用する同条第 6 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

長 岡 市 長 磯 田 達 伸